

教育支援資金（教育支援費・就学支度費）貸付のご案内

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

[平成 24 年 7 月現在]

この貸付事業は、資金の貸付を通じて住民の生活を支援し自立を図ることを目的として、低所得者世帯（生活保護基準額の 1.5 倍までの世帯または生活保護世帯）を対象に無利子で教育支援資金をお貸しする制度です。貸与された資金は、卒業後、10 年以内に償還していただきます。償還された資金は次に利用される世帯の貸付金となりますので、資金計画や将来の償還について十分お考えのうえ、お申し込みください。なお、生活保護世帯は、生活保護より高校就学費用として就学に必要な学用品費、交通費、授業料等が給付されますので、具体的な給付内容について、まず、福祉事務所へお問い合わせください。

貸付の対象となる世帯

奈良県内に居住されている方（居住地と住民票が一致していること）。

外国人の方は「住民基本台帳法」が適用される方で、現住所地に 6 ヶ月以上居住し、将来にわたって永住する見込みのある方に限ります。

貸付のできない世帯

母子寡婦福祉資金、その他の公的資金を借入できる世帯または、借りている世帯。（相談・申込窓口は、市町村役所・場福祉担当課となります。）

世帯員が、生活福祉資金等の連帯保証人になられている世帯。

すでに生活福祉資金等を借りて滞納している世帯。

借受人

進学の際に貸付を受ける借受人（借入申込者）は現在中学生、高校生、高等専門学校生等である者、または卒業後 2 年以内の者です。

収入基準

借入申込者及び同居家族で収入のある方全員の収入が、生活保護基準額の 1.5 倍までの世帯または生活保護世帯。（生活保護世帯の方は福祉事務所長の意見書が必要）

民生委員の意見書

申込にあたっては必ず担当地区の民生委員の意見書が必要です。

申込時に必要な書類

借入申込書

合格通知書（新たに進学される場合）

在学証明書（在学中の場合）

期間中の必要経費明細書 [入学金・授業料・学校納入諸経費の金額が確認できる書類（入学案内等）]

住民票謄本（家族全員が記載され、3 ヶ月以内発行の原本）

世帯で収入のある方全員の収入額がわかるもの（所得証明書、源泉徴収票、児童扶養手当証書、年金振込通知書等）

生活保護世帯は福祉事務所長の意見書

通学のための交通費は、定期券の内容や通学費用が分かる書類

同意書（指定様式有り）

申込内容によっては別に書類の提出を求める場合があります。

事前申込の受付

入学金等納入期限に資金交付が間に合わないことが予想される場合は、合格前に受験票等により申込を受け付けることは可能です。なお、合格決定後、合格通知書を提出された段階で正式な決定を行います。詳しい内容は、市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【事前申込の場合の追加必要書類】

- ・入学願書・受験票の写し等、受験の事実が確認できる書類
- ・受験日、合格発表日、入学納入金の納入期限を確認できる書類

申込書の記入にあたって

借入申込書は必ず、借入申込者（就学する者）、連帯借受人（生計中心者）、連帯保証人（必要な場合のみ）が自筆で署名し、捺印（実印、未成年者は認印）してください。

資金交付にあたって

貸付決定した場合、「貸付決定通知書」、「借用書」、「貸付金振込口座申請書」及び「償還金口座振替依頼書」が市町村社会福祉協議会を通じて届けられますので、借入申込者と連帯借受人、連帯保証人（必要な場合のみ）が自筆で署名し、捺印（実印、未成年者は申込書に捺印したものと同一印鑑）した「借用書」（未成年借受人以外は必ず印鑑登録証明書を添付すること）を市町村社会福祉協議会へ提出してください。

また、貸付金振込口座申請書の添付書類として、**振込銀行口座の通帳（原則借入申込者名義）**の写し（口座番号及び名義の確認のため）を添付してください。

注 借用書の記入について（借入申込者が未成年の場合）

生計中心者が連帯借受人になるとともに、民法第4条：未成年の行為能力に
もとづき、借入申込者の親権者または未成年後見人の同意が必要です。

両親が婚姻状態のとき「法定代理人または後見人」欄には、両親とも署名捺
印し、印鑑登録証明書を添付してください。

また、両親の離婚等により父母のどちらかと生活している世帯等の場合は、
未成年の親権を確認するため別途「戸籍謄本」を提出していただきます。

上記の「借用書」、「印鑑登録証明書」、「貸付金振込口座申請書」及び「振込
口座の通帳の写し」が市町村社会福祉協議会を通じて県社会福祉協議会に到着
後1週間程度で指定口座に直接送金します。

なお、2回目以降の教育支援資金の送金は、在学証明書の確認により、6ヶ
月分の金額を3月と9月に直接送金します。（但し、兄弟姉妹等ですでに生活福
祉資金等を借りて「滞納している世帯」は送金を停止することになります。）

償還内容

卒業されて、6ヶ月の据置後、償還が始まります。なお、利子は無利子で
すが、最終償還期限を経過すると、残元金に対して延滞利子（年10.75%）
が加算されます。

償還期間は10年以内です。（年単位で期間を選択できます。）

償還方法

月賦または半年賦の元金均等償還です。

払込取扱票（ゆうちょ銀行、郵便局、南都銀行）及び口座振替（南都銀行）での償還が可能です。

その他

就学支度費の申込は入学するまで（入学日の前日）に限ります。

自宅外からの通学として申し込まれる場合は、貸付決定後「自宅外から通学することが分かる書類」を転居先が決まり次第すみやかに提出してください。

次のような経費は貸付対象とは認められません。

- ・ 入学検定料（受験料）や受験のために必要な交通費等
- ・ 在学期間中の生活費（食費、水光熱費等）、生活に必要な家財等の購入経費
- ・ 寄附金等支払いが任意であるもの
- ・ 受験に合格しても進学しない学校に支払うための経費（入学保証金）
- ・ 貸付金を交付する前に支払った経費（貸付金の送金前に支払った場合も含まれます。）
- ・ 他で借り入れされている経費、または既に借り入れが決定している経費
- ・ 部活動のための経費（ユニフォーム、遠征費、部費等）

貸付金の交付は所定の手続きが必要なため短期間では交付できません。希望される資金交付日に対応できない場合もあります。その場合は、学校側と学費等延納についてご相談をお願いします。

就労等の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合、または、その後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合は貸付が不承認になることがあります。

借受人、連帯借受人及び連帯保証人に以下のような事由が発生した場合、受付した市町村社会福祉協議会まですみやかに連絡し、手続きをしてください。また、それら事由を証明する種類の提出を求める場合があります。

- ・ 住所、氏名を変更したとき。
- ・ 休学・退学等により貸付を辞退するとき。
- ・ 世帯の状況に著しい変化（死亡、破産、生活保護受給等）があったとき。
- ・ 他の修学支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき。
- ・ 連帯保証人の状況に著しい変化（死亡、行方不明、失業、破産等）があったとき。

届出義務を怠った場合には、以降の送金を停止し、または契約終了し、一括償還を求める場合があります。

生活保護世帯の場合は高等学校就学費用の給付対象外あるいは給付の範囲内で賄えない経費（修学旅行費や私立高等学校における授業料分の不足分等）に対する借り入れに限ります。

申請内容に虚偽や真実でない点があった場合、生活福祉資金に関する申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。

学 校 種 別 ・ 学 年 別 貸 付 限 度 額

[表1教育支援費] ()は生活保護世帯の貸付限度額

学校種別	月 額				学校種別	月 額									
	自宅		自宅外			自宅		自宅外							
高等 学 校	国 公 立	1年	18,000円以内 (5,000円以内)	1年	23,000円以内 (10,000円以内)	大 学	短 期 大 学	1年	45,000円以内	1年	51,000円以内				
		2年	18,000円以内 (5,000円以内)	2年	23,000円以内 (10,000円以内)			2年	45,000円以内	2年	51,000円以内				
		3年	18,000円以内 (5,000円以内)	3年	23,000円以内 (10,000円以内)			1年	53,000円以内	1年	60,000円以内				
	私 立	1年	30,000円以内 (17,000円以内)	1年	35,000円以内 (22,000円以内)		2年	53,000円以内	2年	60,000円以内					
		2年	30,000円以内 (17,000円以内)	2年	35,000円以内 (22,000円以内)		大 学 公 立	1年	45,000円以内	1年	51,000円以内				
		3年	30,000円以内 (17,000円以内)	3年	35,000円以内 (22,000円以内)			2年	45,000円以内	2年	51,000円以内				
高 等 専 門 学 校	国 公 立	1年	21,000円以内 (8,000円以内)	1年	22,500円以内 (9,500円以内)	大 学 私 立	大 学 公 立	3年	21,000円以内 (8,000円以内)	3年	22,500円以内 (9,500円以内)	1年	54,000円以内	1年	64,000円以内
		2年	21,000円以内 (8,000円以内)	2年	22,500円以内 (9,500円以内)			2年	45,000円以内	2年	51,000円以内				
		3年	21,000円以内 (8,000円以内)	3年	22,500円以内 (9,500円以内)			3年	45,000円以内	3年	51,000円以内				
		4年	45,000円以内 (32,000円以内)	4年	51,000円以内 (38,000円以内)			4年	45,000円以内	4年	51,000円以内				
		5年	45,000円以内 (32,000円以内)	5年	51,000円以内 (38,000円以内)			1年	54,000円以内	1年	64,000円以内				
	私 立	1年	32,000円以内 (19,000円以内)	1年	35,000円以内 (22,000円以内)		2年	54,000円以内	2年	64,000円以内					
		2年	32,000円以内 (19,000円以内)	2年	35,000円以内 (22,000円以内)		3年	54,000円以内	3年	64,000円以内					
		3年	32,000円以内 (19,000円以内)	3年	35,000円以内 (22,000円以内)		4年	54,000円以内	4年	64,000円以内					
		4年	53,000円以内 (40,000円以内)	4年	60,000円以内 (47,000円以内)										
		5年	53,000円以内 (40,000円以内)	5年	60,000円以内 (47,000円以内)										

[表2就学支度費] ()は生活保護世帯の貸付限度額

学校種別		金 額	
高 校	国公立	自 宅	75,000円以内 (10,000円以内)
		自 宅 外	85,000円以内 (20,000円以内)
高 等 専 門 学 校	私 立	自 宅	350,000円以内 (290,000円以内)
		自 宅 外	360,000円以内 (300,000円以内)
短 期 大 学	国公立	自 宅	370,000円以内
		自 宅 外	380,000円以内
大 学	私 立	自 宅	490,000円以内
		自 宅 外	500,000円以内

教育支援費は申込時の学年の月額を適用します。
 高校には専修学校の高等課程を、また短大には専修学校の専門課程を含みます。
 大学院への進学及び外国留学は貸付の対象となりません。
 就学支度費は、入学時に必要な入学金等の費用です。
 高等学校や大学等への入学にあたり、学校に納付する入学金等の費用や、入学に際し必ず必要となる制服代
 等の費用が対象となります。また、申込みについては、入学するまで(入学日の前日)とします。
 教育支援費は、在学中に必要な授業料等の費用です。
 最短修業年限が貸付期間です。留年の期間等は対象になりません。

貸付相談と申込みの窓口は、お住まいの下記の市町村社会福祉協議会です。

市町村名	郵便番号	住所	電話番号	市町村名	郵便番号	住所	電話番号
奈良市	〒630-8013	奈良市三条大路一丁目9番10号	0742-30-2525	曾爾村	〒633-1201	曾爾村大字伊賀見23-1	0745-96-2144
大和高田市	〒635-0077	大和高田市池田418-1	0745-23-5426	御杖村	〒633-1302	御杖村大字菅野1581	0745-95-2828
大和郡山市	〒639-1005	大和郡山市植槻町3-8	0743-53-6531	高取町	〒635-0154	高取町大字観音寺990-1	0744-52-3865
天理市	〒632-0071	天理市田井庄町723	0743-61-2200	明日香村	〒634-0143	明日香村大字立部745	0744-54-5330
橿原市	〒634-0065	橿原市畝傍町9-1	0744-29-3880	上牧町	〒639-0214	上牧町大字上牧3245-1	0745-76-6098
桜井市	〒633-0091	桜井市桜井535-1	0744-42-2724	王寺町	〒636-0021	王寺町畠田9-1608	0745-32-5201
五條市	〒637-0043	五條市新町3-3-2	0747-24-4152	広陵町	〒635-0821	広陵町大字笠161-2	0745-55-8300
御所市	〒639-2236	御所市代官町760-3	0745-63-2457	河合町	〒636-0061	河合町山坊24-3	0745-58-2734
生駒市	〒630-0257	生駒市元町1-6-12	0743-75-0234	吉野町	〒639-3114	吉野町丹治130-1	0746-32-8978
香芝市	〒639-0251	香芝市逢坂1-374-1	0745-76-7107	大淀町	〒638-0821	大淀町下淵1223	0747-52-1941
葛城市	〒639-0273	葛城市染野789-1	0745-48-3373	下市町	〒638-0003	下市町大字善城140-1	0747-52-6125
宇陀市	〒633-2221	宇陀市菟田野区松井502	0745-84-4116	黒滝村	〒638-0251	黒滝村大字寺戸187番地2	0747-62-2850
山添村	〒630-2344	山添村大字大西1395-1	0743-85-0181	天川村	〒638-0322	天川村南日裏200番地	0747-63-9112
平群町	〒636-0914	平群町西宮2-1-6	0745-45-5710	野迫川村	〒637-0424	野迫川村中157	0747-37-2941
三郷町	〒636-0812	三郷町勢野西1丁目2-1	0745-72-5800	十津川村	〒637-1555	十津川村大字猿飼308-2	0746-64-0666
斑鳩町	〒636-0142	斑鳩町小吉田1丁目12番35号	0745-74-5122	下北山村	〒639-3802	下北山村浦向371	07468-6-0360
安堵町	〒639-1061	安堵町東安堵853	0743-57-2523	上北山村	〒639-3701	上北山村河合381	07468-2-0129
川西町	〒636-0206	川西町吐田94	0745-43-3939	川上村	〒639-3553	川上村迫590-1	0746-52-0294
三宅町	〒636-0213	三宅町伴堂848-1	0745-43-2078	東吉野村	〒633-2421	東吉野村小川99番地	0746-42-0441
田原本町	〒636-0247	田原本町阪手336-1	0744-34-2118				